

# 2019年度予想答練・民法

2019年10月29日

松岡 久和

配点100点。[設問1]、[設問2]の配点は、おおむね2：3である。

次の[事実1]読んで下記の[設問1]に、[事実2]を読んで[設問2]にそれぞれ答えなさい。

## [事実1]

- 1 Tは、「田中工芸」の店名で長年の間、京都市内で美術工芸品・古美術品を販売して生計を立ててきた。「田中工芸」はTの個人企業であり、法人化はしていなかった。
- 2 近年では、長男A（28歳）が、Tを手伝って「田中工芸」の店を切り盛りしていたが、売上げは芳しくなく、Aは、妻とも相談して店を辞め、就職してサラリーマンになることを希望していた。
- 3 次男X（26歳）は、逆に、いったんは就職して、現在は東京でサラリーマン生活を送っているが、仕事を辞めて田中工芸の店を引き継いでも良いと言っていた。
- 4 令和2年4月1日、3月半ばに重い病気であると診断されたTは、『田中工芸』の土地・建物、商品および『田中工芸』の債権をすべてXに相続させる。その他のTの財産はAに相続させる」旨の自筆証書遺言を適式に作成し、長年の友人の弁護士Bに預けることにして、そのような遺言をしたことをAとXに電話で伝えた。AもXも、Tが重病であること、および遺言を作成したことに驚きながらも、その電話で即時に、その内容には了解する旨の返事をした。
- 5 同月11日、Tが亡くなった。Tの妻は、すでに他界していて、Tと妻の間には、AとXの2人の子どもがいた。
- 6 Tの自筆証書遺言は、同月14日にBがAおよびXを同伴して家庭裁判所に提出し、検認を受け、その場で開封され、AおよびXはその内容を確認した。
- 7 Tの遺言には、AとXに対する「相続させる」旨の文言の間に、「妻との婚姻前に亡Cとの間に生まれたDは自分の娘であり、Dには、〇〇銀行××支店のT名義の定期預金1000万円を与える。」という記載がされていて、Dの存在を知らなかったAとXは非常に驚いた。
- 8 生前のTから事情を聞いていたBは、AとXの依頼を受けて、Dに連絡をとり、事情を伝えたが、Dは、「母Cを捨てたTを父とは認めない。Tの財産などいらない」と明確に述べた。
- 9 亡Tの財産は、T死亡時に、住居であった甲不動産が約3000万円（住宅ローンは完済）、「田中工芸」の店舗であった乙不動産が約2000万円、在庫商品が2000万円、売掛金債権が300万円、「田中工芸」名義の預金等が1700万円、借入金等の債務が1000万円、その他の預金債権が2000万円（上記7の定期預金を含む）であった。
- 10 AとXが相談した際に、借入金債務の負担とTがDに与えようとした7の定期預金債権の帰属が争いとなった。

## 〔設問 1〕

以上の〔事実 1〕をふまえ、次の問いに答えなさい。その際、後の〔事実 2〕を考慮しないこと。

- (1) 令和 2 年 4 月末の時点で、A X 間で T の遺産の分割について合意ができなければ、借入金債務の負担と定期預金債権の帰属はどうなるか。
- (2) 令和 2 年 7 月 31 日、A に 1 億円を貸し付けていた A の債権者 Y が、甲および乙不動産について A に代位して、A X の持分を平等とする共同相続の登記を行ったうえ、それぞれの A の持分 2 分の 1 を差し押さえた場合、X は Y に対して何らかの主張をすることができるか。

## 〔事実 2〕

- 1 1 A X Y 間での和解により、X は乙不動産を含め「田中工芸」の財産を債務を含めて相続することになり、乙について単独の所有権移転登記を備えた。X は、乙に抵当権を設定して銀行から借入れを行い、借入金債務をすべて弁済した。
- 1 2 X は、「田中工芸」の店の改装と宣伝等のための費用 500 万円を、年利 12%、元利合計を 3 か月後に返済する約束で同業者 E から借り入れ、その担保として「田中工芸」の店の在庫商品全部の所有権を E に移転し、占有改定による引渡しをすませた。この金銭消費貸借および譲渡担保の契約には、「X は E の所有する在庫商品が無償で預かり、善良な管理者の注意をもって保管する。X が商品を売却する場合には事前に E の承諾を得ることとする。X がこの契約の約定に反した場合または差押え、仮差押え、破産もしくは民事再生の申立てを受けた場合には、E は直ちに元利合計金の返済を求めることおよび預託した商品の残り全部の返還を請求することができる。」旨の定めがあった。
- 1 3 借入れ後の 1 か月の間には合計 70 万円相当の顧客があったが、X は、売買契約を結ぶ前に、その都度 E に電話連絡をして、売却についての承諾を得ていた。
- 1 4 借入れからちょうど 1 か月後に X は、債権者 F から「田中工芸」の店頭の商品に差押えを受けた。しかし、X の異議に基づく調査により、F の X に対する債権はすでに弁済により消滅していたところ、F の従業員の横領のための経理操作によって未弁済となっていたことがすぐに判明した。そこで差押えの 2 日後には、F は差押えを取り下げた。
- 1 5 E は、かねてから、古美術商を開業するため店頭商品の確保を望んでいた Z から古美術品を高くまとめ買いするとの申込みを受けていた。X に対して差押えがされたとの情報を得た E は、すみやかに X に保管させていた残りの商品を 1500 万円の支払と引換えに Z に売却し、X に対して、譲渡担保を実行した旨の通知を行った。

## 〔設問 2〕

以上の〔事実 2〕をふまえ、Z が「田中工芸」の店頭の商品の引渡しを X に求めた場合に、考えられる X の主張を検討しなさい。